

<信託終了（繰上償還）予定のお知らせ>

「シュロージャー日本株ESGフォーカス・ファンド」（以下、「ファンド」といいます。）につきまして、ファンドの受益権口数が信託約款の繰上償還条項に規定する受益権口数を下回っているため、信託約款の規定に基づき、2024年10月24日をもって信託終了（繰上償還）させていただくための手続を下記の日程で行います。

【信託終了（繰上償還）の手続ならびに日程】

- ◎書面決議対象受益者の確定日 : 2024年9月24日
- ◎書面による議決権の行使期間 : 2024年9月24日から
2024年10月11日まで
- ◎信託終了（繰上償還）可否決定日 : 2024年10月15日
- ◎信託終了（繰上償還）予定日 : 2024年10月24日

2024年9月24日現在のファンドの受益者は、2024年9月24日から2024年10月11日までの期間に、自己の保有する受益権の口数に応じてシュロージャー・インベストメント・マネジメント株式会社に対してファンドの繰上償還について書面をもって議決権を行使することができます。

2024年9月24日現在におけるファンドの議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の多数が賛成の場合には、2024年10月24日をもってファンドの信託を終了（繰上償還）いたします。

※2024年9月20日の取得申込分を反映した受益権口数について議決権が付与されます。

2024年9月24日以降の取得申込分、および2024年9月20日以前の換金申込分については議決権はございません。

以上

2024年9月24日

東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
シュロージャー・インベストメント・マネジメント株式会社